

[事案 2020-112] 契約解除取消等請求

・令和3年4月12日 裁定終了

<事案の概要>

告知時に募集人に対して既往症等を伝えていたこと等を理由に、告知義務違反による契約解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

右変形性膝関節症により入院（入院①）し、右人工膝関節置換術を受けたため、平成29年12月に契約した医療保険にもとづき入院・手術給付金を請求したところ、支払われた。その後、転院し、両変形性膝関節症により入院（入院②）したため、入院給付金を請求したところ、告知義務違反を理由として契約が解除されるとともに、支払済みである入院①の入院・手術給付金について返還を請求された。しかし、以下の理由により、告知義務違反による契約解除を取り消して、入院②の給付金を支払い、入院①の給付金について返還義務のないことを確認してほしい。

- (1)告知書には、股関節の疾患を記入したので、同じ足について同じ病院で治療を受けていた膝関節の疾患は記入不要と思った。
- (2)契約に際し募集人に、「膝が痛くて通院していたが股関節の手術を受けることになった。」と話していたので、募集人は告知の際、股関節の疾患とは別に膝の疾患についても記入が必要であると案内する必要があった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、平成23年5月に右変形性膝関節症および左変形性膝関節症と診断され、膝関節症に対して不定期にヒアルロン酸注射などの治療を受けており、告知の2か月前にも注射を受けているが、これらの事実は告知されていない。
- (2)契約に際し募集人は、人工股関節の手術を受けて入院したことは聞いたが、膝の疾患については聞いていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人には告知義務違反が認められる一方、募集人による説明義務違反等があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。